

地方財政審議会付議（決裁）案件

平成30年3月9日（金）

（案件名）

- ・ 公営競技を行うことができる市町村の指定について（決裁案件）
（根拠条文については、資料3ページ参照）

自治財政局 地方債課

高野課長補佐（内23394）

公営競技施行団体に対する指定について

1 施行者となるための要件

各競技法の規定

都道府県：指定不要

市町村：財政上の必要等を考慮して総務大臣が指定

※指定に当たっては、各競技の所管大臣（農水・経産・国交）と協議
 ※指定に当たり、期限又は条件を付することができる
 ※オートレースは、法律で市町村を規定

原則2年間の期限を付して指定
 （赤字団体の場合は1年間）

2 今回の指定（大臣告示）

○ 申請に基づき68団体を指定

	今回指定団体	
	1年指定	2年指定
競馬	35	8
競輪	0	0
オート	—	—
競艇	33	0
計	68	8

昨年度 2年指定	その他の施行団体		平成29年度 施行団体計 ※
	指定期限が制度化 される以前に指定 を受けた市町村	都道府県 オートレース (指定不要)	
4	—	11	50
12	37	6	55
—	—	5	5
24	45	1	103
40	82	23	213

※純計：191団体

公営競技施行団体に対する指定について

- 平成30年度指定申請のあった68団体（15主催者）に対してヒアリングを行い、指定基準の各項目を満たしているかについて、以下のとおり確認した。
- 確認の結果、いずれの団体も指定基準を満たしていると判断できることから指定することとした。なお、収益が赤字である8団体については1年指定とする。

1. 公営競技を継続して施行する財政上の必要性があること

基幹産業である農畜産業振興のための財源の確保、南海トラフ地震や首都直下型地震に備えた防災対策事業、老朽化した公共施設の改修等の財源に充てる必要があると認められる。

2. 適正な行財政運営を行っていること

各団体において、ラスパイレス指数や地方税徴収率、実質公債費比率等の各種指標に特段の問題はないと認められる。

3. 適切な施行体制が整っていること

各団体で競走場や運営組織に係る支障事例は生じておらず、経理についても外部監査を受け適正であると認められる。

4. 経営の健全性確保又は適切な経営改善努力がなされていること

60団体（10主催者）は収益が黒字となっている。

また、残りの8団体（5主催者）は、収益が赤字となっているが、近年はどの主催者も売上げが増加傾向で、施設改修のための積立金や累積赤字を差し引いた単年度収益は黒字となっており、経営改善努力が認められる。

5. 収益金の用途が適正であること、収益金の均てん化について考慮がなされていること

収益の一般会計への繰出しについては、57団体（8主催者）で実施しており、残りの11団体（7主催者）でも平成34年度までに実施する予定である。

また、61団体（10主催者）においては、場外販売所設置団体への交付金等、収益の均てん化も実施している。

公営競技施行団体指定に係る参照条文

競馬法(抄)

- 第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。
- 一 著しく災害を受けた市町村
 - 二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村
- 3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。
- 5・6 略

自転車競技法(抄)

- 第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とするとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。
- 2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。
- 3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 略

モーターボート競走法(抄)

- 第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村(以下「施行者」という。)は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走(以下「競走」という。)を行うことができる。
- 2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。
- 3 総務大臣は、第1項の規定により指定された市町村が1年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 略

※ オートレースの施行団体は、法律による市町村の指定の手続がなく、一部の市町村は法律上で規定。(H29施行団体数=5団体)

平成29年度末で指定期限を迎える団体一覧

競技	都道府県	団体名	主催者名 (組合施行の場合、組合名)	使用 競走場名	競技	都道府県	団体名	主催者名 (組合施行の場合、組合名)	使用 競走場名					
競馬	北海道	帯広市	帯広市	帯広	競艇	埼玉県	さいたま市	埼玉県都市競艇組合	戸田					
	岩手県	盛岡市	岩手県競馬組合	盛岡		飯能市	埼玉県都市競艇組合	加須市	埼玉県都市競艇組合	戸田				
		奥州市		水沢		本庄市								
	東京都	千代田区	特別区競馬組合	大井		東松山市								
		中央区				春日部市								
		港区				狭山市								
		新宿区				羽生市								
		文京区				鴻巣市								
		台東区				深谷市								
		墨田区				上尾市								
		江東区				草加市								
		品川区				越谷市								
		目黒区				入間市								
		大田区				朝霞市								
		世田谷区									東京都	八王子市	東京都六市競艇事業組合	江戸川
		渋谷区									調布市	東京都六市競艇事業組合	江戸川	
		中野区									町田市			
杉並区						小金井市								
豊島区			武蔵野市											
北区			昭島市											
荒川区			東京都	多摩市	東京都三市収益事業組合	江戸川								
板橋区			稲城市	東京都三市収益事業組合	江戸川									
練馬区			あきる野市											
足立区			岡山県			総社市	備南競艇事業組合	児島						
葛飾区			早島町	備南競艇事業組合	児島									
江戸川区			浅口市											
			里庄町											
石川県	金沢市	金沢市	金沢	徳島県	松茂町	松茂町ほか二町競艇事業組合	鳴門							
岐阜県	岐南町	岐阜県地方競馬組合	笠松	北島町	松茂町ほか二町競艇事業組合	鳴門								
	笠松町			板野町										
愛知県	名古屋市	愛知県競馬組合	名古屋	福岡県			中間市	中間市行橋市競艇組合	若松					
	豊明市		中京	行橋市										
兵庫県	尼崎市	兵庫県競馬組合	園田	小計	33	6								
	姫路市		姫路	合計	68	15								
高知県	高知市	高知県競馬組合	高知											
佐賀県	鳥栖市	佐賀県競馬組合	佐賀											
小計		35	9											

H29年度末に指定期限を迎える団体の経営状況(網掛けは今回1年指定予定)

競技	都道府県	団体名	単独・組合の別	組合施行の場合の組合名	H28決算統計データ(億円) (組合施行の場合は組合全体のデータ)						前回 指定年数	今回 指定年数	今回 指定期限
					売上額		実質収益(対H27比)		単年度収益(対H27比)				
					H28-H27		H28-H27		H28-H27				
競馬	北海道	帯広市	単独	帯広市	161.6	15.7	0.4	▲0.2	▲0.3	▲0.2	1年	1年	H31.3.31
	岩手県	盛岡市 奥州市	組合 組合	岩手県競馬組合	264.8	31.6	▲331.8	0.1	▲331.8	0.1	1年 1年	1年 1年	H31.3.31 H31.3.31
	東京都	千代田区	組合	特別区競馬組合	1,165.8	48.2	289.0	47.7	41.8	7.9	2年	2年	H32.3.31
		中央区	組合								2年	2年	H32.3.31
		港区	組合								2年	2年	H32.3.31
		新宿区	組合								2年	2年	H32.3.31
		文京区	組合								2年	2年	H32.3.31
		台東区	組合								2年	2年	H32.3.31
		墨田区	組合								2年	2年	H32.3.31
		江東区	組合								2年	2年	H32.3.31
		品川区	組合								2年	2年	H32.3.31
		目黒区	組合								2年	2年	H32.3.31
		大田区	組合								2年	2年	H32.3.31
		世田谷区	組合								2年	2年	H32.3.31
		渋谷区	組合								2年	2年	H32.3.31
		中野区	組合								2年	2年	H32.3.31
	杉並区	組合	2年	2年	H32.3.31								
	豊島区	組合	2年	2年	H32.3.31								
	北区	組合	2年	2年	H32.3.31								
	荒川区	組合	2年	2年	H32.3.31								
板橋区	組合	2年	2年	H32.3.31									
練馬区	組合	2年	2年	H32.3.31									
足立区	組合	2年	2年	H32.3.31									
葛飾区	組合	2年	2年	H32.3.31									
江戸川区	組合	2年	2年	H32.3.31									
石川県	金沢市	単独		23.6	4.5	1.0	0.5	0.7	0.3	2年	2年	H32.3.31	
岐阜県	岐阜市	組合	岐阜県地方競馬組合	190.6	31.4	▲0.5	▲0.9	▲0.9	▲0.1	1年	1年	H31.3.31	
	笠松町	組合								1年	1年	H31.3.31	
愛知県	名古屋市中区	組合	愛知県競馬組合	280.5	49.5	▲21.3	9.1	▲21.3	9.1	1年	1年	H31.3.31	
	豊明市	組合								1年	1年	H31.3.31	
兵庫県	姫路市	組合	兵庫県競馬組合(※2)	519.3	72.3	▲2.0	0.0	▲2.1	0.0	2年	2年	H32.3.31	
	尼崎市	組合								2年	2年	H32.3.31	
高知県	高知市	組合	高知県競馬組合	254.0	61.7	1.7	0.1	0.9	▲0.0	2年	2年	H32.3.31	
佐賀県	鳥栖市	組合	佐賀県競馬組合	179.7	13.5	0.8	▲0.0	▲0.0	▲0.3	2年	1年	H31.3.31	
ボートレース	埼玉県	飯能市	組合	埼玉県都市競艇組合	238.3	39.9	44.2	6.8	15.7	5.4	2年	2年	H32.3.31
		加須市	組合								2年	2年	H32.3.31
		さいたま市	組合								2年	2年	H32.3.31
		東松山市	組合								2年	2年	H32.3.31
		羽生市	組合								2年	2年	H32.3.31
		春日部市	組合								2年	2年	H32.3.31
		狭山市	組合								2年	2年	H32.3.31
		深谷市	組合								2年	2年	H32.3.31
		鴻巣市	組合								2年	2年	H32.3.31
		上尾市	組合								2年	2年	H32.3.31
		本庄市	組合								2年	2年	H32.3.31
		草加市	組合								2年	2年	H32.3.31
		越谷市	組合								2年	2年	H32.3.31
		入間市	組合								2年	2年	H32.3.31
	朝霞市	組合	2年	2年	H32.3.31								
	東京都	八王子市	組合	東京都六市競艇事業組合	265.4	34.0	1.2	0.2	0.6	0.2	2年	2年	H32.3.31
		武蔵野市	組合								2年	2年	H32.3.31
		昭島市	組合								2年	2年	H32.3.31
		調布市	組合								2年	2年	H32.3.31
		町田市	組合								2年	2年	H32.3.31
小金井市		組合	2年								2年	H32.3.31	
多摩市	稲城市	組合	東京都三市収益事業組合	89.8	17.5	0.4	▲0.0	0.4	▲0.0	2年	2年	H32.3.31	
	稲城市	組合								2年	2年	H32.3.31	
	あきる野市	組合								2年	2年	H32.3.31	
岡山県	総社市	組合	備南競艇事業組合	16.5	▲1.4	0.3	▲0.0	0.3	▲0.0	2年	2年	H32.3.31	
	早島町	組合								2年	2年	H32.3.31	
	浅口市	組合								2年	2年	H32.3.31	
徳島県	松茂町	組合	松茂町ほか二町競艇事業組合	25.6	25.6	0.1	0.1	0.1	0.1	2年	2年	H32.3.31	
	北島町	組合								2年	2年	H32.3.31	
福岡県	板野町	組合	中間市行橋市競艇組合	63.1	▲7.2	0.9	▲0.2	0.7	0.0	2年	2年	H32.3.31	
	中間市	組合								2年	2年	H32.3.31	

※1 形式収支=歳入-歳出
 実質収支=形式収支-翌年度に繰り越すべき財源
 実質収益=実質収支-繰入金+繰出金
 単年度収益=実質収益-純繰越金

※2 決算統計上は赤字となっているが
 施設改善のための繰出金によるものであるため
 指定基準に基づき2年指定とする。

H29年度末で指定期限切れの団体

種目	団体数	平成30年度	平成30年度~
		1年指定	2年指定
競馬	35団体	8団体	27団体
競輪	0団体	0団体	0団体
競艇	33団体	0団体	33団体
計	68団体	8団体	60団体